

大きく2つの観点で、独自の取組（市単費）を実施

1 国が定める基準を上回る職員（保育士）配置の実現

- ▶ これまでから、国を上回る京都市独自の保育士配置基準を条例で設定
- ▶ 市の配置基準を満たすために国給付費では不足する経費について、補助金を交付

条例基準部分補助金

R6予算額：1,488,777千円

2 全国平均を上回る保育士・調理師等の処遇の確保

- ▶ 各園の人事費支出と給付費等による人事費収入の差額を、一定の上限のもとで補助
- ▶ これにより、全国平均（R5：保育士 4,534千円※）を上回る処遇を確保
※厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の結果に法定福利費を考慮
→京都市の園で勤務する保育士（常勤）の平均人事費（法定福利費込み）…R5：5,657千円
- ▶ 加えて、条例で定める基準以上の配置が実現できるよう、更なる加配を可能とする仕組み

人件費等補助金

R6予算額：2,602,501千円

同様に市単費で実施している次の2事業を含めた令和6年度予算額は**約54億円**

- ①保育士等を加配し、障害のある子どもの保育を行う場合に交付する「**障害児加配補助金**」
- ②各園の創意工夫ある取組を支援するために交付する「**物件費補助金（※）**」

※京都市保育園連盟が実施する事業に対して、京都市が補助しているもの

条例基準部分補助金

【京都市の配置基準】

…対象は保育所、認定こども園（保育所型・幼保連携型）の2号・3号児童に係る部分

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
国基準	3：1	6：1	6：1	15：1	25：1	25：1
市基準	3：1	<u>5：1</u>	6：1	15：1	<u>20：1</u>	25：1

【すべての園に交付するもの】

- ①1歳児の配置を、6：1から5：1にするために必要な経費
- ②4歳児の配置を、25：1から20：1にするために必要な経費

【現行の補助単価】
(子ども1人当たり)

- チーム保育推進加算等を取得している園

	現単価
1歳児	15,120円
4歳児	7,640円
5歳児	3,050円

- チーム保育推進加算等を取得していない園

	現単価
1歳児	15,120円
4歳児	3,820円

【チーム保育推進加算・チーム保育加配加算を取得している園】

- ・令和6年度、4歳以上児の配置を30：1から25：1に引き上げるために、「4歳以上児配置改善加算」が新たに設けられたが、国給付費の制度上、「チーム保育推進加算・チーム保育加配加算」との併給ができない。
- 「チーム保育推進加算・チーム保育加配加算」を取得している園には、
③4歳以上児の配置を、30：1から25：1にするために必要な経費も、条例基準部分補助金で交付。

- 加えて、義務化している基準は上記のとおりだが、人件費等補助金の制度上、
- ・1歳8箇月未満児について4：1の配置を可能とする「1歳児加配」
 - ・3歳児について10：1の配置を可能とする「3歳児加配」を設けている

人件費等補助金

【人件費等補助金のポイント】

…対象は保育所、認定こども園（保育所型・幼保連携型）の2号・3号児童に係る部分

★端的に言うと、「園の人件費収入」と「園が職員に払う人件費」の差を補助する制度

★対象職種は、保育士等、調理師等、事務員等の3職種

保育士等：保育士、保健師、看護師、准看護師、保育教諭、幼稚園教諭、保育補助、心理士※
※公認心理師（国家資格）、臨床心理士（公的資格）

調理師等：調理師、調理補助、栄養士、管理栄養士など調理業務に従事する方

事務員等：事務員、用務員、清掃員、運転手など、保育周辺業務に従事する方

この差額を補うのが「人件費等補助金」

収入認定額

- ・収入に含まれるのは、基本的に、
①給付費（人件費部分）
②条例基準部分補助金
- ・積立金や修繕費など、人件費以外にも使える財源を確保するため、収入認定額の算出に当たっては、実際の収入額から**一定額を控除**

収入
認定額

支出
認定額

支出認定額

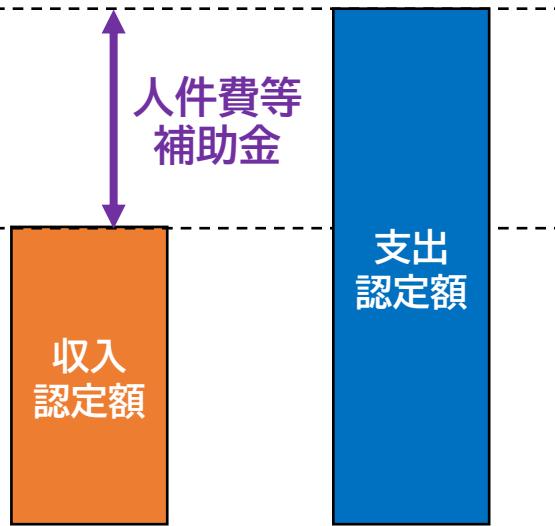
- ・支出に含まれるのは、
実際に支払われる人件費
・給与のほか、社保の事業主負担分や、退職拠出金等も含む総人件費が対象
- ・その他、税理士への委託費用など、人件費に類する経費も対象

給付費基本分単価の**10%**

【一定の上限（＝補助上限額）について】

…園ごと・職種ごとに、補助単価、補助算定職員数、平均経験年数等に基づき設定する

補助上限額



園ごとに、保育士等、調理師等、事務員等の各々について、
①補助単価 × ②補助算定職員数 × ③経験年数加算

+ 3,189千円（保育士等のみ※）により設定

※障害程度区分認定を受けている子ども又はこれに準ずる子どもを受け入れている園（＝障害程度区分認定の申請があった園）に適用

①補助単価

保育士等：常勤 5,172千円、非常勤 3,189千円

調理師等：常勤 4,492千円、非常勤 3,019千円

事務員等：常勤 4,492千円（最大）

②補助算定職員数

保育士等：市の条例で定める配置基準に基づく必要職員数に加えて、実配置数（常勤換算）に応じて、以下の加配を設けている。

- ・1歳児加配
- ・標準時間対応加配
- ・休憩対応加配
- ・標準時間休憩対応加配
- ・3歳児加配

→算定された人数を、常勤8：非常勤2で按分

調理師等：定員に基づく基本配置に加え、以下の加配を設けている。

- ・離乳食対応を要する0歳児の人数に応じた加配（1人）
- ・アレルギー対応を要する児童数に応じた加配（最大0.2人）

→算定された人数が3人以上の場合、1人を非常勤とする

事務員等：保育所は常勤1人、認定こども園は常勤1.3人

③経験年数加算（常勤のみ）

職種ごとの職員の平均経験年数に応じ、補助単価に最大10.3%（平均経験年数20年以上）の加算を設けている。

※補助算定職員数のうち常勤部分にのみ適用

【常勤補助単価の最大値】
(20年10.3%の加算適用時)

保育士等：5,705千円

調理師等：4,955千円

事務員等：4,955千円

全国平均（※）を大きく上回る

調理師等も全国平均（※）以上

※厚労省「R5賃金構造基本統計調査」

保育士：4,534千円、調理師：3,832千円

（法定福利費考慮）